

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日起休日に当たるときは、その翌日)

第一項の規定に基づき、次のとおり米飯提供業者の業者登録をしたので、  
同規則同条第四項の規定により告示する。

昭和四十九年十月二十二日

鳥取県知事 平林鴻三

米飯提供業者 登録番号 登録年月日 氏名又は名称 住所 営業所の所在地

鳥振第八号 四十九、七、一 おもかげ 岩美郡岩美町 住所に同じ  
奥谷三喜夫 大字大羽尾

九号 " 七、二 橋本屋 山根 堯人 岩美郡福部村  
十号 " 七、三 角屋 大橋 隆夫 大字細川雲丸

十一号 " 九、四 ふるさと 気高郡青谷町  
浅尾 一男 青谷三一三五 町青谷四〇八二の一

十二号 " 十、一 民宿日本海 岩美郡福部村  
村上恭子 大字岩戸一一番 住所に同じ

十三号 " 十、八 なぎさ屋食堂 岩美郡岩美町  
山本明好 大字岩戸一一番 住所に同じ

十四号 " 田後三一八 岩美郡岩美町 町田後六八  
の三 田後三一八 町田後六八

◆教委告示 教育委員会の招集

◆地労委告示 労働組合法第二条第一号に規定する者の範囲の認定

## 告示

鳥取県告示第九百十六号

八頭郡船岡町西谷入会林野整備組合長池本照正から申請のあつた西谷入会林野整備計画については、入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律（昭和四十一年法律第百二十六号）第十一條第一項の規定

鳥取県告示第九百十五号

に基づき、昭和四十九年十月十六日認可したので、同法同条第三項の規定により告示する。

昭和四十九年十月二十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

(一) 解除予定に係る保安林の所在場所  
岩美郡岩美町大字浦富字中浜二四七五の二〇三から二四七五の二〇七まで、二四七五の二五三、大字牧谷字砂浜六九〇の二〇〇、大字大谷字東町田浜二二八二の二五九、二二八二の二六〇

(二) 保安林として指定された目的  
飛砂の防備

(三) 指定理由の消滅  
解除の理由

(一) 解除予定に係る保安林の所在場所  
岩美郡岩美町大字牧谷字吉田屋敷上一五五一の一、一五五一の三、一五五一の二三、一五五一の二、字市坂一五七九の一から一五七九の三まで、一五八〇の一から一五八〇の三まで、福部村大字湯山字直浪二二五二、二二五四、二二五五

(二) 保安林として指定された目的  
魚つき

(三) 指定理由の消滅  
解除の理由

八頭郡船岡町和見谷入会林野整備組合組合長林和里から申請のあつた和見谷入会林野整備計画については、入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律（昭和四十一年法律第二百二十六号）第十一条第一項の規定に基づき、昭和四十九年十月十六日認可したので、同法同条第三項の規定により告示する。

昭和四十九年十月二十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

### 鳥取県告示第九百十八号

次の保安林を解除予定の保安林にしたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和四十九年十月二十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

### 鳥取県告示第九百十九号

(一) 解除予定に係る保安林の所在場所  
鳥取市伏野字渡り上り二一七五七、一五五七の二  
(二) 保安林として指定された目的  
風害の防備

用する同規則第一十四条の規定により告示する。

昭和四十九年十月二十二日

用する同規則第二十四条の規定により告示する。

昭和四十九年十月二十二日

鳥取県知事 平 林 鴻

三

名 称	区 域	存続期間	面 積
鳥取市立川五丁目地内の県道鳥取 国府線の山陰本線立川踏切を起点と して、同起点から山陰本線に沿つて 北東に進み、山陰本線と鳥取市と福 部村との境界線の交差点に至り、同 点から同境界線に沿つて南方に進み、 國府町との境界に至り、更に鳥取市 と國府町との境界に沿つて南西に進 み、県道鳥取國府線に至り、同線を 北西に進み、起点に至る線に囲まれ た一円の地域	鳥取市立川五丁目地内の県道鳥取 国府線の山陰本線立川踏切を起点と して、同起点から山陰本線に沿つて 北東に進み、山陰本線と鳥取市と福 部村との境界線の交差点に至り、同 点から同境界線に沿つて南方に進み、 國府町との境界に至り、更に鳥取市 と國府町との境界に沿つて南西に進 み、県道鳥取國府線に至り、同線を 北西に進み、起点に至る線に囲まれ た一円の地域	昭和四十九年 十月三十一日 から昭和五十 九年十月三十 日まで	四五二ha
西伯郡西伯町大字法勝寺経久寺前 の神宮谷橋を起点とし、法勝寺川支 流の神宮谷川右岸を下流に北西に進 み、大字法勝寺字寺の上山八八六一 二番地の西端に至り、同地番の北側 境を東方に進み、字カキ塔山八八八 番地、同八八九番地の西境の尾根を 北方に進み、更に神宮古社地山八九			

新興城	東伯郡閔金町大字堀地内の天神野水路と閔金町町道開拓線との交差点を起点として、同町道を北方に進み、新興開拓防火線に至り、同防火線を更に北方に進み、倉吉市と閔金町との境界にある高塚山三角点に通じる、山道に至り、同山道を北西に進み、高塚山三角点に至り、同山道を北西に進み、閔金町町道上野辺線に至り、同町道を南東に進み、天神野用水路	九〇〇一一番地の北端に至り、同地點から同地番の東境及び南境を南方及び西方に進み、字ナメラ谷一一番地字薬師田山九二一一一番地九二一二番地の南境を西方に進み、藤井谷山道に接する点に出で、同山道を西方に進み、町道六三号線に至り、同町道を更に西方に進み、起点に至る線に囲まれた一円の地域	北境の尾根を北東に進み、字狸谷山九〇〇一一番地と接する点に至り同地點から同地番の東境及び南境を南方及び西方に進み、字ナメラ谷一一番地字薬師田山九二一一一番地九二一二番地の南境を西方に進み、藤井谷山道に接する点に出で、同山道を西方に進み、町道六三号線に至り、同町道を更に西方に進み、起点に至る線に囲まれた一円の地域	十月三十一日 九年十月三十日まで	新宮
銃獵禁止区域	日まで 九年十月三十日 から昭和五十一年十月三十一日	日まで 九年十月三十日 から昭和四十九年十月三十一日	日まで 九年十月三十日 から昭和五十年十月三十一日	六四ha	昭和四十九年 十月三十一日

に至り、同水路を西方に進み、起点に至る線に囲まれた一円の地域。

### 鳥取県告示第九百二十号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、新開川土地改良区の定款の変更を昭和四十九年十月十八日認可したので、同法同条第三項の規定により告示する。

昭和四十九年十月二十二日

鳥取県知事 平 林 鴻

三

### 鳥取県告示第九百二十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十九条の二第一項の規定に基づき、北条砂丘地区第二の二工区営は場整備事業の施行に係る地域の換地計画を定めたので、同法同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十九年十月二十二日

鳥取県知事 平 林 鴻

三

### 鳥取県告示第九百二十二号

昭和四十九年九月二十五日付けで米子市富益町四一三九番地長谷川幸ほか百四十一人の者から申請のあつた共同で行おうとする土地改良事業計画及び規約について、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十五条第三項において準用する同法第八条第一項の規定に基づき審査した結果、これを適当と認めたので、同法第九十五条第三項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十九年十月二十二日

鳥取県知事 平 林 鴻

三

### 一 縦覧に供する書類の名称

### 一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び規約の写し

### 二 縦覧に供する期間

昭和四十九年十月二十三日から二十日間

### 三 縦覧に供する場所

米子市役所

### 四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期

### 四 異議の申立て

この換地計画に係る土地又はその土地に定着する物件の所有者その他これらの土地、物件又は権利に関し権利を有する者は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

八日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。  
昭和四十九年十月二十二日

### 鳥取県告示第九百二十三号

昭和四十九年九月三十日付けで北条町から申請のあつた土地改良（大野地区区画整理）事業計画については、審査した結果適当と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十九年十月二十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

#### 一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

#### 二 縦覧に供する期間

昭和四十九年十月二十三日から二十日間

#### 三 縦覧に供する場所

北条町役場

#### 四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

### 鳥取県告示第九百二十六号

大栄町から申請のあつた町営土地改良（東峰地区農道整備）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十九年十月十八日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十九年十月二十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

### 鳥取県告示第九百二十七号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十九年十月二十二日から用途日吉津村から申請のあつた村営土地改良（富吉地区農業用用排水）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十九年十月十八日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十九年十月二十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

### 鳥取県告示第九百二十四号

吉津村から申請のあつた村営土地改良（富吉地区農業用用排水）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十九年十月十日

場	所	(面 方 メ ート ル) 積 度	用 途
米子市河崎字芝谷二八八九番地の一地先から同市 河崎字芝谷二八九〇番地の一地先まで	五三・九八	道路敷	

## 鳥取県告示第九百二十八号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十九年十月二十二日から用途  
廃止した。

昭和四十九年十月二十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

場	所	(面 方 メ ート ル) 積 度	用 途
八頭郡若桜町大字若桜字浦町三一五番地八地先	二三・五八	道路敷	

## 鳥取県告示第九百二十九号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十九年十月二十二日から用途  
廃止した。

昭和四十九年十月二十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

場	所	(面 方 メ ート ル) 積 度	用 途
八頭郡用瀬町大字樟原字清水元一二番一地先から 同町大字樟原字清水元二五番五地先まで	一六二・八一	水路敷	
八頭郡用瀬町大字樟原字風呂屋敷九一番地先から 同町大字樟原字風呂屋敷九五番地先まで	一〇四・〇七	水路敷	

## 鳥取県告示第九百三十号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十九年十月二十二日から用途  
廃止した。

昭和四十九年十月二十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

場	所	(面 方 メ ート ル) 積 度	用 途
八頭郡牛戸字会津二五三番二地先まで	三七・五九	道路敷	

## 鳥取県告示第九百三十一号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十九年十月二十二日から用途  
廃止した。

昭和四十九年十月二十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

場	所	(面 方 メ ート ル) 積 度	用 途
八頭郡用瀬町大字鷹狩字甲狐塚四四〇番三地先	三六・二四	道路敷	

## 教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第二十二号

臨時教育委員会の会議を次のとおり招集した。

昭和四十九年十月二十二日

鳥取県教育委員会委員長

藤間忠顕

頤

一 日時 昭和四十九年十月三十日 午前十一時十五分

二 場所 鳥取市東町一丁目二二〇番地 鳥取県教育委員会委員室

三 議題 (1) 昭和五十年度久松幼稚園児募集要領について

(2) その他

一 地方公営企業の名称  
倉吉市水道事業

二 労働組合法第二条第一号に規定する者の範囲  
職務箇所 倉吉市水道局

三 職名  
水道局長、業務課長、工務課長、業務課課長補佐、業務課管理係長

## 地方労働委員会告示

### 鳥取県地方労働委員会告示第四号

地方公営企業労働関係法（昭和二十七年法律第二百八十九号）第五条第二項の規定に基づき、倉吉市が經營する水道事業に従事する職員が結成し、又は加入する労働組合について、当該職員のうち、労働組合法（昭和二十四年法律第二百七十四号）第二条第一号に規定する者の範囲を昭和四十九年九月二十六日次のとおり認定したので、地方公営企業労働関係法第五条第二項の規定により告示する。

昭和四十二年十月鳥取県地方労働委員会告示第三号及び昭和四十六年二月鳥取県地方労働委員会告示第二号は、廃止する。

昭和四十九年十月二十二日

鳥取県地方労働委員会会長 下田三子夫